

10月施行目前！

育児・介護休業法 改正対応実務セミナー



参加無料

申込期限
9/8(木)

日時

令和4年9月15日(木)13:30~15:40

開催
方法

オンライン開催(Cisco webex meetings)

令和4年4月より段階的に施行されている改正育児・介護休業法。4月から施行されている改正内容をおさらいしつつ、新たに10月から施行される産後パパ育児等について、複雑化する実務対応のポイントや注意点を具体的に解説します！

〈こんな疑問を解消〉

- ・具体的な改正内容は？
- ・就業規則等に定める必要は？
- ・従業員にどうやって周知すればいいの？
- ・いつまでに具体的に何をすればいいの？

内容

1. 講演 (13:30~15:30)

講師：近藤 泰祐 (こんどう たいすけ) 氏

(近藤経営労務事務所 特定社会保険労務士)

大学卒業後、外食産業や公益法人の人事部で人事労務業務を経験し、社会保険労務士事務所、会計士・税理士等士業が集結した総合事務所にて、特定社会保険労務士(2006年登録、2010年特定付記)として活動する。その後、東京都葛飾区に2013年近藤経営労務事務所を開業。

「人事労務一筋」。企業での人事労務経験を生かした「現場主義」をモットーに常に現場を意識した制度づくり、人事労務コンサルティングを行っている。

明治大学大学院 経営学研究科 博士前期課程修了。MBA 経営学修士。
東京商工会議所ビジネスサポートデスク (東京北) 窓口専門員 (2019年~)



2. 企業向けの支援制度紹介 (15:30~15:40)

鳥取県とっとり働き方改革支援センター等が実施する、企業向けの支援制度のご紹介

対象者

企業・団体の労務管理担当の方、支援機関(金融機関、商工団体、行政等)の方

申込方法

R4年9月8日(木)までに以下のいずれかの方法でお申込みください。

方法1：とっとり電子申請システムで申請(右記QRコードより)

方法2：①参加企業・団体名、②参加者氏名、③連絡先電話番号、をメールで送付



【問合せ・申込先】鳥取県 商工労働部 雇用人材局 とっとり働き方改革支援センター

電話：0857-26-7662 電子メール：hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp

【主催】鳥取県

【後援】厚生労働省鳥取労働局・鳥取県商工会議所連合会・鳥取県商工会連合会・鳥取県中小企業団体中央会
一般社団法人鳥取県経営者協会・日本労働組合総連合会鳥取県連合会・鳥取県社会保険労務士会